

## Q&A

Q. なぜこの条例をつくる必要があったの?

A. 地方分権が進む一方で、少子高齢化や過疎化、価値観の多様化が進み地域のつながりが薄れる中、「自分たちのまちを自分たちでつくる」という自治の力をより一層高めるためのルールが必要となりました。

Q. この条例ができることで何が変わるの?

A. 何かがすぐに変わることはできません。改めてみんなが役割を認識し、その権利をしっかりと「使う」ことでまちは変わります。その権利を保障するのがこの条例です。

Q. 「市民」には外国人や市外の人も含まれるの?

A. 含まれます。この条例では、住む場所や国籍に問わらず、まちを良くしようとする人が活動に参加することを権利として認めています。これは選挙や政治に参加する権利（参政権）とは区別されるものです。

Q. この条例ができたら、絶対にまちづくりに参画しなければならないの?

A. まちづくりへの参加は強制するものではありません。可能な範囲で意識し、関わるよう努めましょう。

Q. この条例はどうやってつくられたの?

A. 市民と行政が一緒になって勉強し、深い議論を重ね長い時間をかけてつくられました。制定の経過は以下のとおりです。

## 制定の経過

### ○平成 21 年～22 年度

・市民協働まちづくり研修会、市民協働まちづくり検討会を開催

### ○平成 23 年～25 年度

・市民協働推進会議の設置により自治基本条例や、新たな地域運営のあり方等について検討  
⇒「自治基本条例の制定」等を市長に対し提言

### ○平成 26 年～平成 27 年度

・「地域づくり組織」について検討  
・市自治基本条例策定委員会の開催

### ○平成 28 年度

・福知山市議会平成 29 年3月定例議会で可決  
(平成 29 年3月 29 日制定)

## 福知山市自治基本条例の構成

前文

(前略)

ふるさと福知山を誇りに思い「幸せを生きる」ために、わたしたち市民が自ら考え行動し、まちづくりに参画することで地域のコミュニティを確立し、市民が主役の新たな福知山を築いていく必要があります。

(中略)

市民自らの中からわき出る力を集め、市民と市が対等の立場で協働し、個性豊かで多様性にあふれる福知山市を創造するために、ここに福知山市自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則（第1条～第3条）

条例の目的、定義、自治の原則について。

### 第2章 市民（第4条～第5条）

市民の権利と役割について。

### 第3章 市議会（第6条～第8条）

市議会と市議会議員の役割と責務について。

### 第4章 市長等（第9条～第10条）

市長及び市職員の役割と責務について。

### 第5章 情報共有（第11条～第14条）

情報共有の仕組みや個人情報の保護などについて。

### 第6章 市政運営（第15～第20条）

市政運営のあり方や危機管理について。

### 第7章 参画及び協働（第21条～第26条）

協働によるまちづくりや、地域の住民が主体となって地域づくりを行うために必要な仕組みについて。

### 第8章 最高規範性（第27条）

全ての条例や計画の基となるこの条例の位置付けと、この条例が機能するために必要な仕組みについて。

### 第9章 国、京都府及び他の自治体との関係（第28条～第29条）

国や京都府、他の自治体との適切な連携協力体制について。



子どもも、大人も、女性も、男性も、若者も、高齢者も、小学生も、中学生も、高校生も、大学生も、主婦も、主夫も、先生も、市長も、市議会も、障害のある人も、外国籍の人も、自治会も、婦人会も、老人会も、子ども会も、PTAも、消防団も、NPOも、ボランティアも、福祉団体も、環境団体も、商工団体も、市役所も、阪神電鉄も、読書会も、料理会も、作家も、社長も、スポーツアーティストも、文部省も、理系も、

好みも。このまちに住む人も、そうでない人も。  
みんなで力を合わせ、共に“幸せを生きる”ために

みんな

好きも。このまちに住む人も、  
そうでない人も。

平成30年4月1日  
じ ち き ほん じょう れい  
「福知山市自治基本条例」  
スタートします。



# Q. 「福知山市自治基本条例」って？

A. 福知山市のまちづくりにおける最も基本的なルールです。

## まちづくり

自治会や公民館の行事に参加する



### たとえばこんなこと



通学路で、地域の子どもたちを見守る



もちろん、市政もまちづくりの一つです。



福知山市自治基本条例の全文を掲載した冊子は福知山市役所まちづくり推進課と各支所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/5/2495.html>



<福知山市役所まちづくり推進課自治協働係>  
〒620-8501福知山市字内記13番地の1  
[ ] 0773-24-9174 [ Fax ] 0773-23-6537  
[ E-mail ] machi@city.fukuchiyama.lg.jp

A. 「まちづくり」を「みんな」で「いっしょに」行うことです。（**協働**によるまちづくり）

Q. そのルールって簡単にいふと？



Q. 「協働」って？

A. みんなが同じ目的のために協力し合うことです。

## みんな

### 市民（第2章）

#### ○権利

- ・まちづくりに参画することができる。
- ・まちづくりについて学ぶことができる。

#### ○役割

- ・積極的にまちづくりに参画する
- ・みんなが気持ちよく生活できるよう、自分の周りの環境に配慮する。

Q. 「参画」って？

A. できたものに関わるのでなく、つくるところから関わることです。



### 市議会（第3章）

#### ○役割

- ・福知山の意思決定機関
- ・市政を監視する。
- ・市民の意見を市政に反映させる。

#### ○責任

- ・開かれた議会運営を行う。
- ・市政を調査し、政策提案を行う。

### 行政（第4章・第6章）

#### ○役割

- ・公正で誠実に市政を運営する。
- ・市民のための事業を行う。

#### ○責任

- ・市政運営の方針を定め、その達成状況を市民と市議会に説明する。
- ・職員は地域社会の一員であることを認識し、市民と連携してまちづくりに取り組む。

## いっしょに

### 参画と協働（第7章）

みんなが一緒にになって取り組むためには

自分の役割を意識すること

積極的に関わること

よく話あって理解し、認めあうこと

が大切です。

自分にできることを考えよう

そのために情報を共有し合おう

### 情報共有（第5章）

特に、情報をたくさん持っている市役所や市議会は、積極的に情報を発信することが求められます。



福知山市自治基本条例について、いつでもお問い合わせください。出前講座も随時承ります。

協 動 に よ る まちづくり